
令和6年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

令和6年12月16日 (月曜日)

議事日程 (4)

令和6年12月16日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第58号 芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
第2 議案第59号 芦屋町法定外公共物管理条例の制定について
第3 議案第60号 指定管理者の指定について
第4 議案第61号 令和6年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
第5 議案第62号 令和6年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
第6 議案第63号 令和6年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
第7 議案第64号 芦屋東小学校校舎大規模改修工事 (その2) 請負契約の締結について
第8 議案第65号 タブレット等購入契約の締結について
第9 承認第4号 専決処分事項の承認について
第10 承認第5号 専決処分事項の承認について
第11 発議第2号 公営競技納付金制度の廃止に関する意見書について
-

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 岡本 賢治 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第 1、議案第 58 号から日程第 11、発議第 2 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 本田 浩君

皆さんおはようございます。

報告第 12 号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告をします。

議案第 59 号、満場一致、原案可決。

議案第 61 号、満場一致、原案可決。

議案第 65 号、満場一致、原案可決。

発議第 2 号、これにつきましては、本文第 14 行目の我々施行者はをモーターボート競走事業施行者がに改めた一部修正で、満場一致、可決となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員長 萩原 洋子君

報告第 13 号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 58 号、満場一致、原案可決。

議案第 60 号、満場一致、原案可決。

議案第61号、満場一致、原案可決。

議案第62号、満場一致、原案可決。

議案第63号、満場一致、原案可決。

議案第64号、満場一致、原案可決。

承認第4号、満場一致、承認。

承認第5号、満場一致、承認。

以上で報告を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第58号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第58号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第58号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第59号の討論を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

9番、妹川です。

議案第59号、芦屋町法定外公共物管理条例の制定に賛成の立場で討論に参加します。

この条例案上程は、令和3年12月議会で明らかになった、山鹿元町区用の悪水路2627番地の無断埋立て事件が発端と考えます。

この埋立て事件の解決方法が見いだせず、私の一般質問に対して、担当課長はその都度、芦屋町河川管理条例には該当せず、不法投棄ではない。罰則規定もない。町内には芦屋町河川管理条例に該当する河川は1つもないという、不可思議な回答に終始し、また芦屋町有財産取扱規則によって、対処するという奇妙な答弁を続けてきました。

この結果、無断埋立ての原状復旧は、いまだ解決のめどが立っていません。

この状況の中、私は令和4年12月議会にて、前都市整備課長に、遠賀町が制定しているような法定外公共物管理条例の制定を検討してみたらどうかと提案しました。

翌年の令和5年12月議会では、都市整備課長は、前都市整備課長の意向を受けて、法定外公共物が公の施設に該当するかという観点から考察したところ、法定外公共物は現に河川など、また道路の用に供されているから、公の施設の要件を具備する。これが公の施設に該当する以上、その設置及び管理に関しては地方自治法第244条の2第1項により、条例で定めることが必要になると述べています。

以上の経緯の中で、今回の条例案が上程されたものと推察し、議案を上程した現都市整備課長の労を多とします。

次に、議案の条例制定には2つの重要な価値があることを述べます。

1つ目は、法定外公共物の利用の保護に資することです。

このことは、都市整備課長が述べた公の施設と関連しますが、公の施設とは、地方自治体の公共用財産を住民の利用に供する視点で見たものです。

住民の利用について、地方自治法第244条第2項と3項に、地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が利用することを拒んではならない。住民が利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと、重要な条文があります。

芦屋町においても当然そうです。町民の利用について、法律が特に定めている財産が、損なわれることがあってはなりません。条例案第3条で、何人も次に掲げる行為をしてはならないとして、損傷などを禁止し、違反には罰則が設けられています。

これは町の財産の保全とともに、町民の利用の保護に資する町としてのルールになるものです。

2つ目は、町の実務にとっても必要だということです。

都市整備課長は、公の施設の設置及び管理は条例で定めなければならないと述べていました。
つまり、国が持つ法定外公共物は、平成12年地方分権推進計画によって、平成17年までに市町村に贈与されました。

その時点で遠賀町をはじめ多くの自治体は、法定外公共物管理条例及び関連する条例を制定してきました。

しかし芦屋町は、その重大性の知見を有さなかったものか、あるいは昭和44年に制定した芦屋町河川管理条例に代わるものであると判断し、時代の移行への軌道を怠ったものか、様々なことが推測されます。

いずれにしろ、当時の担当課の初動から今日まで不作為の状態を続けてきてしまったという厳しい事実が、1つの事件を迷路に追い込んだのではないのでしょうか。

誰もが承知しているとおり、山鹿元町区用の悪水路2627番地の無断埋立ては適用する条例がないといった理由でいまだ解決していません。

町内の悪水路は、町がもともと持っていた河川の数272筆、国から移譲された河川の数43筆です。法定外公共物の河川数は、合計315筆です。これら数多くの悪水路の維持・管理業務は労苦を伴うでしょうが、今後はこの条例が関係部署に徹底され、芦屋町の法定外公共物管理条例に該当する全ての里道や水路等について管理されることにより、無断埋立て事件のようなどんでもないことが起きないことを期待し、願います。

今回の議案の条例は、今述べた町民の利用と保護と、町の実務に資する意義があるものであり、この条例制定に賛成します。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第59号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第59号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第60号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第60号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第60号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第61号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第61号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第61号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第62号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第62号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第62号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第63号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第63号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第63号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第64号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第64号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第64号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第65号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第65号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第65号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、承認第4号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、承認第4号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方

の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

次に日程第10、承認第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、承認第5号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

次に日程第11、発議第2号については、委員会からの修正案について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、発議第2号について、委員長報告のとおり原案を修正の上、可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、発議第2号は原案を修正の上、可決することに決定しました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり、再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和6年第4回芦屋町議会定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前 10 時 17 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員